令和７年度

上富良野高等学校サポーターズクラブ

総　会　資　料

＜次　　第＞

議　　題

（１）令和６年度　サポーターズクラブ事業報告
（２）令和６年度　サポーターズクラブ会計決算報告
（３）令和６年度　監査報告
（４）令和７年度　サポーターズクラブ事業計画
（５）令和７年度　サポーターズクラブ会計予算案
（６）令和７年度　サポーターズクラブ役員一覧（案）
（７）その他

令和６年度　北海道上富良野高等学校サポーターズクラブ

１　会員登録者数について

年度	卒業生	現教職員	その他	団体	合計
１８	８	８	２	０	１８
１９	１５	２２	２	０	３９
２０	３１	１９	６	０	５６
２１	２６	１７	１１	０	５４
２２	２２	１６	１１	０	４９
２３	２４	１５	２３	０	６２
２４	１０	１６	１４	０	４０
２５	１０	１６	１２	０	３８
２６	９	１４	１５	０	３８
２７	１１	１６	１６	０	４３
２８	１０	１６	１５	０	４１
２９	１２	１６	１３	０	４１
３０	１０	１７	１１	０	３８
令和元	１２	１７	１２	０	４１
２	１１	１７	１２	０	４０
３	１０	１７	１２	０	３９
４	１０	１７	１２	０	３９
５	１０	１７	１１	０	３８
６	１２	１６	１１	０	３９

２　令和６年度活動報告について

令和６年度の活動	日　　時	備　　考
ラベンダー定植	令和６年 ５月２３日（木）	【参加会員】角波・中澤
役員会	令和６年 ５月２３日（木）	【参加会員】角波・中澤
令和６年度総会及び懇親会	令和６年 ６月２８日（金）	【参加会員】１１名
第６３回上高祭での野菜販売	令和６年 ７月　６日（土）	【参加会員】１１名

＜ラベンダー定植・上高祭野菜販売の様子＞

令和　6　年度　サポーターズクラブ会計決算報告

収入の部

科　　目	決　算　額	摘　　要
会　　費	1,500	個人　　5 人×　300 円
繰 越 金	98,415	
雑 収 入	27,460	学校祭収益　27,400 円 、利息　60 円(7円・53円)
合　　計	127,375	

支出の部

科　　目	決　算　額	摘　　要
通 信 費	2,090	R7. 5.21　総会案内送付分として (郵便切手)　110 円 × 19 件 ＝ 2,090 円
運 営 費	3,300	5/16　ラベンダー定植(盛土)に係るお礼
特別会計	0	
合　　計	5,390	

収　入	－	支　出	＝	残　高	
127,375	－	5,390	＝	121,985	(次年度に繰越)

監 査 報 告 書

上高サポーターズクラブ令和 6 年度会計に係る出納簿、支出証拠書及び通帳等の監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

令和　7　年　5　月　23　日

上高サポーターズクラブ　監　査　伊澤良路

令和７年度　サポーターズ事業計画(案)

活動計画予定

- 　ラベンダーの定植(30株)：５月２３日（金）
  （平成２２年５月より継続実施）
  株は白井農園様より、盛り土は高橋建設様より寄贈
- 学校祭への協力（フリーマーケットなど）
  学校祭：7月５日（土）
- ボランティア活動協力

令和7年度　サポーターズクラブ会計予算（案）

収入の部

科　　目	前年度予算額	本年度予算額	増　　減	摘　　要
会　　費	900	1,800	900	令和7年度個人会員6名分 （転入職員6名）
繰　越　金	91,788	121,985	30,197	
雑　収　入	0	15	15	
合　　計	92,688	123,800	31,112	

支出の部

科　　目	前年度予算額	本年度予算額	増　　減	摘　　要
通　信　費	10,000	10,000	0	
運　営　費	30,000	30,000	0	
特　別　会　計	52,688	83,800	31,112	
合　　計	92,688	123,800	31,112	

北海道上富良野高等学校サポーターズクラブ会則

第１章　総　　則

第１条　　本会の名称は、北海道上富良野高等学校サポーターズクラブという。
第２条　　本会の目的は、上富良野高等学校の発展を期し、側面から協力し、あわせて会員相互の親睦を図り、上富良野町全体の活性化に寄与する。

第２章　会員及び役員

第３条　　本会は、第１章第２条の目的に賛同する地域住民の有志を以って組織する。
第４条　　本会に次の役員を置く。
（１）代　　表　　１名
（２）副　代　表　　１名
（３）事 務 局 長　　１名
（４）事 務 局 員　　若干名
（５）会 計 監 査　　２名

第５条　　役員の任務は、次のとおりとする。
（１）代表は本会を代表し、会務を総理する。
（２）副代表は、代表を補佐し、代表事故あるときは、その任務を代行する。
（３）事務局長は事務局を主宰し、本会の事務の円滑な運営を行う。
（４）事務局員は事務局長を補佐し、本会の事務一切を処理する。
（５）会計監査は本会の会計を監査する。
第６条　　役員の選出は、第８条に定める定期総会に於いて出席者の信任によって決し、任期は１ヵ年とする。ただし再任は妨げない。
第７条　　役員に欠員が生じた場合は、直ちに補充し、その任期は前任者の後任期間とする。

第３章　会　　議

第８条　　本会は、定例総会と交流会を行う。
（１）総会は、本会の最高議決機関であり、出席者をもって成立するものとする。
（２）定例総会は、毎年６月に行い、次の協議をする。
イ、役員改選　ロ、事業会計報告　ハ、事業計画　二、その他
（３）交流会は、本会の目的のために、会員相互の交流を図るために行うものであり、時期は事務局に委ねる。

第４章　事務局

第９条　　本会は事務局を上富良野高等学校内に置く。

第５章　会　　員

第１０条　　本会の会員は、毎年入会手続きを行う（連絡が無い場合は無効)。会員期間は毎年６月１日に始まり翌年５月３１日に終わるものとする。また、初回の入会時は入会金３００円を納めなければならない。

第１１条　　本会の経費は、会員の拠出する会費と臨時収入を以てこれに充てる。

第１２条　　本会の経費は、本会の円滑な運営の為の事務費として使用する。

第１３条　　本会の会計年度は、毎年６月１日に始まり翌年５月３１日に終わるものとする。

付　　則

第１条　　本会則の改廃は、議会の議決によらなければならない。

第２条　　本会側は、平成１７年　９月１６日より実施する。

第３条　　平成１８年　６月１９日より一部改正

第４条　　平成１９年　６月　１日より一部改正